

【質疑応答】

〔問〕石川県における公文書館建設運動について調べているが、県に関係資料の公開請求をすることは可能か。

〔答〕情報公開条例に基づいて開示請求することができる。内容的にも不開示情報にはあたらないと考えられる。

〔問〕例示されたA県の情報公開条例の問題点について伺いたい。また、公文書館における閲覧制限は行政処分に当たるのか。

〔答〕A県の問題点は「特別の管理」の方法について定めがないことである。国は「特別な管理」の内容を政令で定めているが、A県の場合それがない。処分性については認められると考えられる。

〔問〕館が独自に定めた規則だけでは不十分

ということか。

〔答〕 行政が内部的に定めた規則だけでは国民・住民の権利を制限することはできない。条例による委任が必要である。

〔問〕 公文書館法改正、文書管理法制についての見解を伺いたい。

〔答〕 国立公文書館の独法見直し、文書管理法制の議論の中で公文書館法のあり方も変わってくるだろう。文書管理のライフサイクルの中に公文書館を位置付けて法制化する必要がある。

〔問〕 移管に関する「できる」規程を積極的に活用すべきということだが、「できる」規程はこれまで強制力が弱いとされてきたのではないのか。

〔答〕 一番強いのは「しなければならない」=しないと違法、次が「するものとする」、その次が「できる」=しても良い・しなくても合法、となる。しかし、「できる」=しても良い、なのだからこれは積極的に活用すべきである。